

浜松市ゴルフ連盟規約

2012年1月12日

第1章 総則

<名称・設立>

第1条 本連盟は浜松市ゴルフ連盟と称し、平成24年(2012年)1月12日より設立する。

<事務局>

第2条 本連盟の事務局を、篠原ゴルフクラブ内に置く。
浜松市中央区篠原町 23553 番地

第2章 目的及び事業

<目的>

第3条 本連盟は、浜松市内のアマチュアゴルフ競技を統括し、これを代表する団体であり、浜松市内におけるアマチュアゴルフの健全な普及発展を図ることを目的とする。

<事業>

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 浜松市民に対するゴルフの啓発及び会員相互の交流に関する事業
- (2) アマチュアゴルフ競技会の開催
- (3) 各種ゴルフ大会の後援
- (4) ゴルフに関する研究・指導・調査
- (5) ゴルフに関する講習会の開催及び指導者の育成
- (6) 浜松市ジュニアゴルファー育成研修開催
- (7) 公益財団法人浜松市スポーツ協会・静岡県ゴルフ連盟への加入と連絡調整
- (8) その他 本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 財産及び会計

<財産の構成>

第5条 本連盟の財産は、次にあげるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 年会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) 臨時会費
- (6) 助成金・補助金等
- (7) その他の収入

<財産の管理>

第6条 本連盟の財産は、会計理事が管理する。

<事業計画及び決算>

第7条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支決算は事務局長及び会計理事が作成し、監査を受けたのち常任理事会の承認を得た上で、総会にてこれを報告しなければならない。

<事業報告及び決算>

第8条 本連盟の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会計理事が作成し、監査を受けたのち常任理事会の承認を得た上で、総会にてこれを報告しなければならない。

<会計年度>

第9条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第4章 組織

<構成>

第10条 本連盟は、浜松市にゆかりのある者と常任理事会の承認を得た者とする。

2 反社会的勢力に関係する者、およびこれらに準ずると判断される者は本連盟への参加を認めない。

<会費>

第十一条 会員は年会費を別に定める期日までに納入しなければならない。

(1) 年会費は ￥3,000 とする。

(2) 入会金は ￥1,000 とする。

<会員資格の喪失等>

第十二条 会員は、次に挙げる事項に該当するときは会員資格を失い、連盟の活動に参加することができない。

(1) 自ら退会を表明したとき。

(2) 本連盟の名誉を棄損したり、秩序を乱したりするなど、会員として不適当と理事会が認めたとき。

第5章 役員・委員及び事務局

<役員の種類及び定数>

第十三条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 名誉顧問 | 1名 |
| (2) 顧問 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 3名 |
| (5) 常任理事 | 若干名 |
| (6) 事務局長 | 1名 |
| (7) 会計理事 | 1名 |
| (8) 会計監査 | 1名 |
| (9) 理事 | 若干名 |

2 本連盟に常任理事の承認を得て、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

3 副理事長、事務局長、会計理事、会計監査は常任理事職とする。

<選任等>

第十四条 本連盟の役員は次により選出する。

(1) 理事長の選任は、会員の中から常任理事の承認を経て選任する。

(2) 役員の選任については、会員の中から常任理事会の議を経て選任する。

<役員の職務>

第十五条 本連盟の役員の職務は、次の各号に定める。

(1) 理事長は、本連盟を代表し、その職務を統括する。

(2) 副理事長は、理事長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。

(3) 事務局長、会計理事、理事は別途その職務を支持する。

<監査の職務>

第十六条 本連盟の財産の状況を監査すること。

2 会計理事の業務執行の監査すること。

3 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。

4 前号の報告をするため、必要のある時は理事会を招集すること。

<任期>

第十七条 役員の任期は2年とする。但し、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は辞任・再任することができる。

3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

<解任>

第十八条 役員が次の各号に該当するときは、理事会において、出席理事の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の病等により、職務の遂行が困難と認められたとき。

(2) 役員としてふさわしくない行為があったとき。

但し、この場合には、理事会において弁明する機会を与えなければならない。

<報酬等>

第十九条 役員は無報酬とする。

第6章 会議

<会議の種別>

第二十条 会議は三役会、常任理事会及び委員会とする。

<会議の構成>

第二十一条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事、事務局長、運営理事、会計理事、会計監査をもって構成する。

2 運営委員会は、理事長が必要に応じ招集する。

<会議の機能>

第二十二条 常任理事会はこの規約に定めるほか、本連盟の運営に関する重要な事項を議決する。

2 常任理事会は、この規約に定めるほか、次の事項を決定する。

(1) 常任理事会において議決した事項の執行に関する事項。

(2) 常任理事会に付議すべき事項。

(3) 規約の変更等。

(4) その他理事会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

<会議の定足数等>

第二十三条 常任理事会は、常任理事の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するか、または他の出席者を代理人として表決を委任することができる。この場合、前号の適用については出席したものとみなす。

<常任理事会>

第二十四条 常任理事会は、臨時開催することができる。

2 常任理事会は理事長が招集する。

3 常任理事会の議長は、理事長もしくは副理事長がこれにあたる。

4 常任理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

＜連盟総会構成＞

第二十五条 総会は、全会員の代表として役員で構成する。

＜議決＞

第二十六条 総会の議決は、役員の2分の1以上の同意を得なければならない。

以上

本規約の内容に相違ないことを証明します。

浜松市ゴルフ連盟

理事長 成田 朋正

令和7年2月6日 一部改正

令和7年3月13日 理事総会で承認 改正

令和7年4月1日 から施行